

3月から  
利用希望  
受付開始

# 地域集会施設が 利用できるようになります

地域集会施設……  
自治会が管理運営  
する、集落センター  
や児童館など。

地域のみなさんの活動の場を広げるため、地域集会施設と連携し、身近な場所で公民館活動や地域コミュニティ活動ができるようになります。今回は、地域集会施設の利用の流れを紹介します。

利用の流れを  
確認してみました

## 地域集会施設の利用の流れ

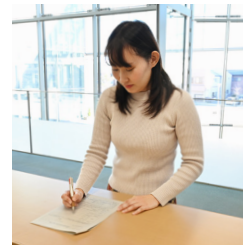
3月から4月以降の利用希望の受付を開始します。  
106施設が利用できます（11月末時点）。

STEP  
1

### 施設使用料減免団体登録をする

地域集会施設を利用できるのは、使用料減免登録をした団体です。条例などに基づき減免に該当する団体は、地域交流センター又は各公民館の窓口で登録の手続きをしてください。

持参品：団体の名簿、会則など



STEP  
2

### 利用したい施設の貸出条件を確認する

施設管理者の連絡先など、施設の情報を電話などで確認してください。

連絡先：地域交流センター、ペアーノ、明野公民館、協和公民館



利用できる  
施設はこちら



STEP  
3

### 施設管理者に利用を直接申込み

施設管理者が利用希望を受け付けます。施設管理者に自治会のルールなどを確認し、直接利用を申し込んでください。



△△さん、生花サークルの〇〇です。〇日に生花教室で施設を利用したいのですが……。



STEP  
4

### 地域集会施設連携届を提出

利用する地域集会施設が決まったら、連携届の提出が必要です。この届出により、施設を管理する自治会に市から助成金が支払われます。

提出先：地域交流センター、ペアーノ、明野公民館、協和公民館



STEP  
5

### 施設を利用する

利用後は、点検票を施設管理者に提出してください。

### ここも注目！

4月から公民館が「コミュニティセンター」に変わり、営利活動や飲食ができるようになります（制限あり）。申請方法は変わりません。



詳しくはこちら



【問】 地域交流センター ☎ 23-1616（月曜休）